



Title	山中永之佑名誉教授に聞く：大阪大学の思い出（2）
Author(s)	中尾, 敏充; 菅, 真城; 阿部, 武司
Citation	大阪大学経済学. 2012, 61(4), p. 69-91
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55432
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【資料】

中山永之佑[†]名誉教授に聞く

—大阪大学の思い出—(2)

中尾敏充[‡]・菅真城[‡]・阿部武司[‡]

2010年8月4日

於 大阪大学大学院法学研究科長室
(大阪府豊中市)

学部長時代に地検特捜部の捜査

中尾 本来、先生のご専門等を含めてお話を聞くという項目を設けなくてはいけないので、この「聞き書き・わが国における法史学の歩み（四）一中山永之佑先生にお聞きするー」（『同志社法学』第57巻第2号、2005年）において、すでに先生はそれらについて詳しく語っておられますので、今回は阪大の学部長時代とか、あるいは教育研究について特にお話しすることがあれば、お伺いしたいと思います。

先生は、昭和58（1983）年4月1日から60年3月31日の2年間、法学部長、法学研究科主任として務めておられるわけですが、この間いろいろな事項について取り組まれておられます。この50周年の写真集（『大阪大学法学部50周年記念アルバム』大阪大学法学部、1998年）を見ますと、58年度から3年次編入制度というのを導入されていますし、従来の大学院は研究者養成が基本だったわけですが、それは別にBコースというのを設ける取り組みとか、あるいは比較法文化論講座を設置されたり、ブリティッシュ・コロンビア大学法学部と

学術交流協定を結ばれるなど。

そういうことが先生の学部長時代に行われているのですが、それ以外も含めまして、何かこの間、取り組まれた点で重要だと思われるここと、ご苦労されたこと、あるいはこういう所が今後改革を進めるうえで重要ではないかとお気付きの点がありましたら、それも含めてお話ししていただければと思います。

中山 私が法学部長の時の一番大きな衝撃というのは、昭和59年6月19日に法学部が大阪地検特捜部の捜査を受けたことです。これは、今までよく覚えています。

ちょうど火曜日だったと思います。当時、阪大の経理部長が、結果的にはワープロの機器を購入するのに汚職をしていたとの容疑で、大阪地検特捜部が法学部に捜査に入ったんですね。

それはどういう経過かと申しますと、研究室でゼミをしていましたら、庶務掛長がトントンと研究室のドアをノックして入ってこられて、青い顔をして口を“パクパク”動かしておられるんですが、何を話されているのかよく分からぬんです。何事が起きたのかと思いました。ゼミの学生も変に思っているようでした。これは何か大変なことが起こったに違ないと感じましたので、ひとまず「研究室の外で話を聞きましょう」と言って外に出ました。まず庶務掛長が言われたのは、「行政監察が入りました」

[†] 大阪大学名誉教授

[‡] 大阪大学大学院法学研究科教授

^准 大阪大学文書館設置準備室講師

^准 大阪大学大学院経済学研究科教授

ということでした。行政監察って何のことか、その瞬間はまったく分かりませんでした。

いまの法学部長はそういうことになっているのかどうか分かりませんが、当時、阪大法学部長は充て職として行政監察局の委員になっていましたので、私は法学部長になった途端に行政監察局の委員会に出席しました。そこで行政監察局の幹部職員になっていた小学校時代の同窓生に会ったんですね。彼は何かあつたら相談にきてくれと言っていたものですから、それを思い出して「行政監察でしたら、その人に相談してみるからあまり心配しないでください」と言うと、「いや、違うんです」と言われるんですね。「どういうことですか」と尋ねますと、地検特捜部が捜査に入って、いま捜索して、いろいろなものを押収していると言われるんですね。「ええっ」とびっくりしました。

学部長というのは法学部の責任者ですので、早速、法学部長室へ行ってみると、地検特捜部の係官らしき人たちが、学部長室のいろんな書類を箱に詰めているんですよ。捜索差押許可状といった令状を学部長に渡してもらう必要があるのではないかと思ったので、「なぜ責任者である学部長にそういう令状を渡すように地検特捜部の人に言わなかつたのですか」と言うと、「いや、もう受け取ってしまったんです」と。それで「事務長はどこへ行っていますか」と言うと、「本部へ行っています」と言われるんですよ。

私はその時、ちょっと大きな声を出していたんでしょうね。私がそういうふうに言ったら、地検の人が来られまして、検事だったかな、よく覚えていませんが名前を言われました。そして「学部長がおられたんですね。知らずに庶務掛長に令状を渡して、こういうことを始めたのはすみません」と言われたと思います。それで「何の容疑ですか」と聞くと、「経理部長のワープロ機器購入に当たっての汚職の容疑で、法学部の教員がそういうことにかかわっているかも

しれないでの」というようなことを言われましたね。

というのは、「ワープロ機器を購入するということを教授会で決議していますから」というようなことを言われたので、私はとっさにこういうことが頭にひらめきました。慌てふためいている時に、自分でもよく言えたなど今でも思うのですが、「教授会では、ワープロを教育機器として購入するということは決めました。しかし、特定の会社のワープロ機器を購入することを決めたわけではありません。したがって、その特定の会社と法学部の教員が関係しているとは毛頭考えられません。ですから、法学部の教員に容疑があるというようなことは絶対にないと思います。そのつもりで捜査してください」と申しました。そうしたら「分かりました」というように、その地検の人は言っておられたと記憶しています。

そこで、直ちに緊急の教授懇談会を開きました。その時、学部長としてどういうことを言つたらいいのだろうかと頭の中を整理してみて、きっと阪大の法学部の教員にいろいろな問い合わせなどがマスコミ等からくるに違いないと思いました。それで、そういう時に、各教員がばらばらに対応したらとんでもないことになるおそれがあるから、教授懇談会では、どんな問い合わせなどがあつても、マスコミへの対応は絶対にやめてくださいとまず申しました。それから、私が責任を持ちますから対応の窓口を一つに、つまり、私だけにしてくださいと申しました。そのようなことだけを決めて、その日の教授懇談会は解散したと思います。

そうしたら、明くる日の某新聞に、法学部の教授懇談会がどういう雰囲気で、どういうことを決めたかという記事が載ったんですよ。私はびっくりしておかしいと思いましたね。これは誰かから洩れたに違いないと思ったんです。そうしたら、ある教授からその日の夜だったか電話がかかってきました、「すみません、学部長。

話しました」と言われるんですね。そういうことが一つありました。

それからもう一つは、法学部に地検特捜部が捜査に入った日の深夜に、山村雄一総長から私に電話がかかってきました。その時に山村総長は、「大変なことが起きましたね」とまずおっしゃいました。そして、やはり医学部の先生ですね、「法学部からは縄付きは、出ないでしょうね」と言わされました。「それは私は出ないと思います」と申しました。「法学部の教員ですから、そういうことはガードが堅いと思っていますし、そもそも教育機器としてのワープロを購入することは決めましたが、具体的に何々会社のワープロを入れるというようなことは決めたことはありません」と申しました。「君、責任を持ちますか」とおっしゃいましたから、「もちろん責任を持ちます」と申しました。

そうしたら山村総長は、経理部長の名前を挙げられて、「おそらく責任は彼だけにあると思うから、彼だけの責任ということにして事を処理してください」とおっしゃいました。総長は、事務局長は「うろがきて」という言葉を使われましたかね。慌てふためいてという意味だと思いますが、「うろがきてるのでうまく処理できません。だから、まず法学部長がしっかり対処してください。今、私は東京のホテルから電話しているんです」とおっしゃいましたね。それで「分かりました」というような話し合いが総長との間がありました。

そこで私は某大新聞社の社会部のデスクをしていた親しい知り合いに、「いま阪大法学部の危機です。私は法学部長として責任を果たさなくてはなりません。私は阪大法学部のことは、すまないけど貴方には話しません。けれども、貴方の知り得た情報は許される限り全部知らせてください」と、随分虫のいい話ですが頼みました。そうしたら、その人は「分かりました」ということで、次々と、例えば地検特捜部の捜査がどこまで進んでいるかというようなことを

含めて、新聞社で得ている情報を教えてくれました。

その情報からすると、もともと地検は大阪府の水道部の汚職を捜査していて、そのために北新地のクラブなんかを調べていたところ、阪大の経理部長が北新地のクラブで派手に飲んでいるという情報を得たらしいのです。当時、北新地のクラブで、阪大の経理部長の給料で派手に飲めるはずがないということになり、水道部の汚職とともに、そっちの方にも捜査の目がいったと。それでいろいろ調べてみたら、ワープロ機器の購入に関して汚職があったことが分かったようだということでした。

この事件は、おそらく法学部が発端ではなかったかと思いますが、他の学部に飛び火したと思います。結果、刑事被告人になったのは経理部長だけで事は済みましたが。それが法学部長当時の大きな事件でした。

ただ山村総長について申しますと、医学部の方なのに非常に文科系のことにも理解がある立派な総長でした。度胸もありました。一つ、二つ例を申しますと、部局長会議で、研究棟を建築していた学部の部長さんが、文化財が出てきて、その発掘調査のために建築が遅れて困っていると報告されました。途端に山村総長は、「大学というのは文化財を守ることも使命の一つです。しかも文学部の先生方は、手弁当で努力されて発掘に従事されています。そういう方の苦労を考えずに、そのような発言をされるのは学部長として適切でありません」というような趣旨のことをおっしゃいました。当時、文学部長は黒田（俊雄）先生だったと思いますが、黒田先生も感心されていましたね。

それから度胸があると思ったのは、いまもやっておられるのか知りませんが、年末に部局長と評議員が一緒になって忘年会をやるのですが、その冒頭まず山村総長が立ち上がって、「今年は本当に大変な年でした。しかし、われわれはまったく悪くなかったんだから大いに飲

んでください。私が全責任を持ちますから」なんておっしゃって、カラオケを歌い始められました。これは度胸のある先生だなと思いましたね。

だから、そういう事件の起きた時の処理の的確さというんですか、迅速さというんですか、そういうものを持っておられました。それから先ほども話しましたように、文科系にも非常に理解があって、一定の卓見を持っておられました。私はこのような総長の時代に学部長をさせていただいたことを有難く思っています。

3年次編入

山中 それから3年次編入の制度のことですが、これはやはり1年次から阪大にいる学生だけではなくて、3年次から他の大学の学生も入れて、つまり、新しい血を学部に入れて活性化させるというような意味が一つありますね。

それからもう一つは、学部には、学生数を増やしたいという要求がありました。しかし、新入生から増やすのは、教養部が受け入れることのできる人数にも制限があるので難しいんです。それで、3年次に編入するのであれば、一定の学生が増やせるというような事情もあったのではないかと思います。3年次編入は、私の前の学部長である覚道豊治先生の時の教授会で決まっていて、文部省の了承を得て、私が学部長の時に初めて実施されたのだと思います。

大学院にA、Bコース制導入

山中 それと大学院にAコース、Bコースというのができたのは、いまでもそうかもしれません、大学院の定員というのはなかなか満たないんですね。しかし、大学院は必ずしも研究者養成だけではなく、大学院を修了して一般の社会人になることを考えてもいいのではないかということで、研究者養成のAコースと、Bコース

として研究者にならずに、いわば大学院を修了した後に社会人になって一般の企業に就職するというようなことも考えてよいのではないか。当時は企業の方でも、そういうニーズが出てきているからということで始まったのです。関経連（関西経済団体連合会）などからも、そういう意見が出されていたのではないかと思います。

それから大学院の定員を満たすということは、やはり大学の社会的責任でもあると思うんですよね。大学院を国から、つまり国民の税金で設置してもらっていて、定員に満たないような人数の学生を教育しているというようなことでは、大学として社会的責任を十分に果たしていないという理由もあったのではないかと思います。

比較法文化論講座の増設

山中 比較法文化論という講座ができたのですが、基礎法の講座は、いまはかなり充実してきていると思いますが、当時は基礎法の講座は法理学と日本法制史、西洋法制史の3つしかなかったので、もう一つぐらい増やしてもいいのではないかということになって、いろいろと案が出されました。その時に案として現代法論とか、第三世界法政論とか、いろいろな名称が出ましたけれども、結局、比較法文化論という名称が最も実定法の方にも理解してもらいやすいということになりました。講座の設置に関しては、私の親しい友人で、大学院生の時の研究仲間でもあり、当時文部省におられた阪大法学部出身の齊藤諦淳さんが、いろいろとアドバイスしてくださいましたので、たいへん助かりました。

比較法文化論という講座名を考え出されたのは、矢崎光圀先生です。先生はアメリカの大学のカリキュラムにも非常に詳しくて、コンパラティブ・リーガル・カルチャー（comparative legal culture）という講義科目がハーバード大学

のロースクールにあるから、これがいいんじやないかということで、それを和訳して比較法文化論という名称を考え出されたんです。日本の大学で、比較法という名称の講座はあったと思いますが、比較法文化論という名称で講座が設置されたのは、阪大法学部がおそらく初めてではなかつたかと思いますね。

ですから、人事もかなり苦労しました。いろいろな方に私も交渉しましたが、最終的には、これも矢崎先生の発案で、田中茂樹さんという関西学院大学で法哲学の教授をされていた方を迎えた。比較法文化論の講座の初代教授として田中さんを迎えるため、私が職務上、関西学院大学へ割愛願いに行きました。

学術協定

中山 それからブリティッシュ・コロンビア大学法学部との学術協定のことですけれども、これも矢崎先生が非常に努力されました。学術協定を結んだ時には、ブリティッシュ・コロンビア大学から、わざわざ学部長クラスの方も来られたのではないかと思いますが、法学部長室で調印をしました。調印後、教授会用の会議室でブリティッシュ・コロンビア大学の先生方と阪大の法学部の教員と懇談をしたのですが、その時、私は学部長として、礼儀上ご挨拶も兼ねて英語でスピーチをしました。阪大法学部が他の大学との学術協定を結んだのは、おそらくこのコロンビア大学法学部との協定が最初ではなかつたかと思います。

中尾 マギール。

中山 マギールは、もうちょっと後だと思います。それは教授会の記録を見ていただいたら分かると思いますが。

今申しましたように、外国の大学との学術協定を結ぶのには、矢崎先生が非常に貢献されました。

中尾 そうですね、マギールは62年になって

います。

中山 一番早いでしょう。

中尾 そうですね、ブリティッシュ・コロンビア。

阿部 この協定は学生の交換も含みますか。

中山 ええ、学生も含めてです。中尾さんと一緒に出席したのですが、カナダのモントリオールで国際歴史学会があった時に、中尾さんが教授になられたばかりの時かな。まだなられていなかったかな。

中尾 どうでしたかね。教授になっていたかと思います。

中山 なられたばかりの時だと思う。私が阪大で停年を迎えて、追手門学院大学へ就職した年ですけど、中尾さんと一緒にモントリオールの国際歴史学会に行きました。帰りにブリティッシュ・コロンビア大学へ行きました。その時に万博の大坂館がブリティッシュ・コロンビア大学に寄贈されていて、そういうのを見たり、ブリティッシュ・コロンビア大学の中を見学しました。人類学の博物館があって、そこで教育も行われていたようで、非常にいい大学だと思いましたね。

ブリティッシュ・コロンビア大学の法学部へ留学した人も何人かおられるのではないかと思いますが。

中尾 松井（茂記）さんが。

中山 松井さんが行きましたね。今、彼はブリティッシュ・コロンビア大学の比較憲法の教授をされているのかな。それから国際政治学の馬場伸也教授のお弟子さんの中村都さん（現追手門学院大学経営学部教授）も行かれたのではないかね。

中尾 中村さん、ああ、そうですかね。マギールではなくて。

中山 マギールではありません。行かれたのはブリティッシュ・コロンビアです。留学費用は、阪大の地元の豊中にあるロータリー俱乐部からもらった奨学金でまかたたと言つておら

れたけど。

中尾 そうですね。3、4年前、竹中（浩）さんが確か1年間行っていましたね。

研究の思い出

中尾 それでは、次の項目についてご質問をさせていただきます。山中先生は昭和32（1957）年4月に助手になられて、平成4（1992）年3月に退官されます。35年間法学部に所属されているわけで、この間にいろいろな研究をされていますが、その中でいくつか印象に残ったようなものを。もともと官僚制については、第1回目の藤田賞を受賞されていますけれども、そういうことも含めましてお話しいただければと思います。

山中 これは私自身のことですね。

中尾 そうですね。

山中 分かりました。中尾さんが先ほど指摘された、岩野英夫・中尾敏充「聞き書き・わが国における法史学の歩み（四）一山中永之佑先生にお聞きする一」であまり話していない研究のうち印象に残っているものについてお話し致します。話の関連でややダブルところがあるかもしぬれませんが、ご容赦ください。私自身のことで申しますと、もちろん指導教授だった熊谷（開作）先生のご指導を受けたということは一番大事なことです。しかし、先ほども申しましたように、大阪大学では、歴史学関係の点についていえば、「近代大阪の歴史的研究」に象徴されるように、文学部、経済学部の先生方とも、いろいろなかたちで共同で研究もし、教えられもしました。

これも先ほど申しましたが、例えば文学部では梅溪昇先生、黒田俊雄先生、経済学部で言えば宮本又次先生、作道洋太郎先生、原田敏丸先生、そういう方々とお付き合いをして共同研究をさせていただいて、いろいろな研究会に出席して、法制史だけではなく、歴史学、社会経済

史学についていろいろな教えを受けることができました。何を質問しても、皆さんから快く答えていただけたし、黒田先生、作道先生、熊谷先生とは伊丹市史を、梅溪先生とは和歌山県史を、黒田先生とは羽曳野市史も、また作道先生とは新修大阪市史も一緒にさせていただいて、折に触れ、いろいろなことを教えてもらいました。特に作道先生や梅溪先生とは、史料調査も一緒にさせていただきました。こういった自治体史の編纂に携わる中で、史料の読み方も含めて、皆さんからいろいろな点で教えられたことがたくさんありましたね。

和歌山県史では、阪大文学部出身の小山仁示さん（現関西大学名誉教授）、阪大大学院経済学研究科出身の高嶋雅明さん（現和歌山大学名誉教授）、藤田貞一郎さん（現同志社大学名誉教授）、上川芳実さん（現京都学園大学教授）も一緒にでした。羽曳野市史では、阪大文学部出身の北野耕平さん（神戸商船大学名誉教授）、田中文英さん（現佛教大学教授）、藪田貫さん（現関西大学教授）、村田路人さん（現阪大大学院文学研究科教授）、山中浩之さん（現大阪府立大学教授）、阪大大学院法学研究科出身の秋元みゆきさんも一緒にでした。新修大阪市史では、阪大で同僚だった高田敏さん（現阪大名誉教授）、小山さん、高嶋さん、阪大文学部出身の服部敬さん（現花園大学名誉教授）、原田敬一さん（現佛教大学教授）、阪大大学院法学研究科出身の中尾（敏充）さん、森一貫さん（現関西外国语大学教授）、白石玲子さん（元神戸市看護大学助教授）も一緒にでした。

また井上薰先生（阪大名誉教授）に誘われて、堺市制百年史の編纂（委員長）もしました。この編纂には宇田正さん（阪大文・法学部出身、現追手門学院大学名誉教授）、布引敏雄さん（阪大文学部出身、現大阪観光大学名誉教授）、服部さん、白石さん、坂本忠久さん（現千葉大学教授）、三阪佳弘さん（現阪大大学院高等司法研究科教授）など、阪大出身者が多数

携わりました。坂本さん、三阪さんも阪大大学院法学研究科の出身です。このほかには、高槻市史や和歌山市史の編纂にも携わりました。高槻市史では藪田さん、中尾さんも一緒でした。和歌山市史では、高嶋さん、阪大文学部出身の小田康徳さん（現大阪電気通信大学教授）も一緒にいました。

このように、先ほども申しました「近代大阪の歴史的研究」に象徴されるような法文経の歴史学関係の方々との共同研究を通じて、またそこから発展して自治体史の編纂に携わることによって教えられた点も非常に多かったということが一つです。

また、法制史というのは、基本的にはオールラウンドをやらなくてはなりません。ですから民法とか行政法とか、あるいはその他いろいろ公私法全般にわたって目配りしなくてはいけないということで、法学部の各実定法の先生方にいろいろな教えを受けることができたと言う点も、非常に良かったと思います。

それから助手になって間もなく、先ほども話しましたように、小野木常先生を中心とするマックス・ウェーバー著の『法社会学』の輪読会に入れていただいた勉強させていただいたという点も、非常に印象に残っています。研究の上で、ドイツ語文献を翻訳するというかたちで読む機会が少ない日本法制史という学問をしている私にとっては、非常にありがたいことでしたし、そのことから官僚制について、マックス・ウェーバーの考え方を学ぶことができたということでも、研究を進めていくうえで非常に恩恵を受けるところが大きかったと思っています。

また、先ほどお話ししました利谷信義さん、向井健さんとはじめた共同研究は、その後も続いていまして、私が昭和44（1969）年4月から2年間、東大社会科学研究所の非常勤講師をさせていただいた時も、3人で共同研究をやりました。その時、社科所長をしておられた潮見

俊隆先生や利谷さんが親しくしておられた法社会学の渡辺洋三先生とも知り合いになりました。特に渡辺先生とは、阪大に法社会学の講師に来てくださっていた利谷さんの後任に渡辺先生に来ていただいたこともご縁となって、先生が主宰された「現代土地法制の総合的研究」の研究会に参加して、他の優れた研究者から多くのことを学ぶことができました。その成果は、拙稿「現代土地法の歴史的位置づけ—戦前日本の土地政策と土地法—」（渡辺洋三・稻本洋之助編『現代土地法の研究』上、岩波書店、1982年）となっています。渡辺先生からは、著作からはもちろん、お会いする度毎に研究者としてのあり方も含めていろいろと教えられ、叱咤激励されました。たいへん残念なことに先生は、平成18（2006）年に亡くなられましたが、戒能通厚・原田純孝・広渡清吾さんたちが編集された渡辺先生の追悼論集『日本社会と法律学—歴史、現状、展望—』（日本評論社、2009年）に拙稿「植民地帝国日本における内地・朝鮮・台湾統治法の比較研究—1920年代の地方制度を焦点とする国民統合の視点から—」を寄稿させていただくことができました。これは、平成19年9月に台北の中央研究院で「植民地の比較研究」をテーマとして開かれた国際学会からの依頼で行った私の報告「日本帝国の朝鮮と台湾における植民地統治法と内地統治法の比較研究—地方制度を焦点として—」（中山永之佑著、蔡秀美訳、蔡慧玉校修「殖民地統治法與内地統治法之比較：以日本帝国在朝鮮與台灣的地方制度為中心的討論」台湾史研究14卷4期、中央研究院台湾史研究所、2007年）の、いわば前史的研究に当たるものです。戦後の日本近代法史研究の中でほとんど行われてこなかった重要なテーマだと思いますので、今も研究を続けております。ただ退職後、研究を続けることは容易ではありません。幸い私は、中尾（敏充）さんや三阪（佳弘）さんなどのほか、同志社大学、関西大学、近畿大学、大阪経

済法科大学、四天王寺大学、高岡法科大学などの何人かの方々に助けられ、文献の蒐集についてもお世話いただいて、感謝しております。

それからまた、福島正夫先生からお誘いを受けて参加した「家」制度研究会や後藤靖・乾昭三・下山三郎・色川大吉・永井秀夫先生らの「統治機構研究会」でも、ほんとうに多くのことを学びました。拙著『日本近代国家の形成と「家」制度』（日本評論社、1988年）は、「家」制度研究会でご指導を受けたところが大きいですし、先ほど話しました拙著『日本近代国家の形成と官僚制』は、統治機構研究会で教えられたところによるところも大きいと思っています。

ですから、私が学んだ場は、法文経の歴史学関係の方々との共同研究や法学部や私が所属する法学関係・歴史学関係の学会だけではありません。他にも、先にお話ししましたような地方自治体史の編纂を通じて、日本全体の地方制度史についても、研究を深めることができたと思っています。私の研究では、官僚制史とともに地方制度史が大きなテーマになっていますが、そのきっかけをつくっていただいたのは、1962（昭和37）年度の毎日学術奨励金を受きました、熊谷（開作）先生、武井正臣先生（現島根大学名誉教授）、神谷力先生（現愛知教育大学名誉教授）との共同研究「日本近代法と『村』の解体」（その成果は同じ題目で、4人の共著として、1965年に法律文化社より出版）と黒田先生や作道先生に誘われて編纂に携わった最初の自治体史である伊丹市史でした。

伊丹市史が始まったころは、市も財政的に豊かなころで、東京へ史料調査に行くという費用を、かなり潤沢にしてくれたんですね。ですから、市史編纂に必要な地方制度史の研究のために東京へ史料調査に行ったのですが、ついでに官僚制にかかわるもの、官僚制と地方制度というのは関係が深いわけですから、地方制度史だけでなく官僚制史についても市政専門図書

館、国立公文書館、国立国会図書館で調べることができたということも、官僚制史の研究を深める点で非常に良かったと思っています。

藤田賞、その後

山中 このような調査を行えたからこそ、藤田賞をいただいた私の最初の著書『日本近代国家の形成と官僚制』（弘文堂、1974年刊、1977年再版）を書くことができたと思っています。藤田賞は、地方財政学の権威であった藤田武夫先生から寄贈された基金（後には東京大学の佐藤進先生が寄贈された基金も加えられました）によって地方財政や都市問題など、地方自治に関する研究を奨励するため設けられたもので、それらの研究の優れた著書1点、論文3点以内を対象に、昭和49（1974）年以来毎年授賞されてきました。私の著書は、その第1回の賞を受けたのです。拙著は、主として明治11（1876）年の地方3新法（郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則）を基軸とする国家体制を官僚制といった視点から分析・検討したものです。それは自由民権運動を弾圧した明治国家の地方統治法・地方統治機構の研究としての意義を持っています。3新法体制の時期には、戦前の日本国家の特徴である統帥権の独立、教育立法における勅令主義の慣行＝治教権の独立、地方統治を担当する内務省や内務官僚優位の体制が、萌芽的ながら制度として出揃っています。拙著では、このような点も指摘しています。拙著が藤田賞を受賞したのは、今話しましたような論点が評価されたからだと思っています。授賞式には論文の部門で受賞された阪大大学院法学研究科出身の石川一三夫さん（現中京大学教授）と一緒に出ましたが、藤田武夫先生や亀井川浩先生がいろいろと私たちに質問されたりして、たいへん緊張して答えたことをよく覚えています。

この『日本近代国家の形成と官僚制』のほか

に、地方自治体史の編纂から得られた史料や知見をもとに、地方制度史関係の書物を4冊（『日本近代国家の形成と村規約』木鐸社、1975年・『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、1977年・『日本近代国家と地方統治一政策と法一』敬文堂、1994年・『近代市制と都市名望家一大阪市を事例とする考察一』大阪大学出版会、1995年）ばかり書きました。

これらの著書に加えて、中尾さんや、今、文学研究科の教授をしておられる飯塚一幸さんらと一緒に、戦前の地方制度関係の立法史料を集め大成した史料集『近代日本地方自治立法資料集成』1～5（弘文堂、1991～1998年）を出しました。その後、この『資料集成』に書きました解題をまとめて、戦前日本の地方制度史を概観した拙著『日本近代地方自治制と国家』（弘文堂、1999年）も出版しました。

その他、明治期の和歌山県や堺県の法令集（『和歌山県史』近現代史料（1）～（3）、和歌山県、1976～1979年・『堺県法令集』1～4、羽曳野市、1992～1995年）や兵庫県川辺郡の公報（『兵庫県川辺郡役所編集・川辺郡公報』（上）（下）、伊丹市、1981年）なども出すことができました。これらはすべて自治体史編纂に携わらなかつたらできなかつた仕事だと思っています。自治体史の編纂に携わったおかげです。

教員としての姿勢

中山 それから、質問事項には、学生の質の変化というようなことも入っていましたね。阪大の学生には嫌な感じを与えられる、勉強していないなという感じの学生はあまりいなかつたという印象があります。ゼミでも学生に非常に親しく接してもらって、中尾さんも参加されましたけれども、学生自身が積極的にゼミ旅行なども計画してくれましたね。阪大を停年になってから追手門学院大学へ就職した最初のこ

ろもそのような学生がいました。ですから、阪大のころと追大に就職した初めのころは、学生の質の変化をあまり感じるようなことはなかつたと思います。それ以後は、徐々に変わっていったようには思いますが。

ただ、私が思うのは、学生に接するために大切なことは、自分自身が魅力ある研究をしていなければならぬということです。それはどういうことかと申しますと、大学の教員は、皆さま方に申し上げるのは厭煩に説法で恐縮なんですが、自分の研究の成果の一部を学生に講義しているにすぎないと思うのですね。その意味で、研究成果の蓄積という氷山の一角を講義しているんです。だから、この先生はよく研究しているか、していないかということは、よほど不勉強な学生でない限り、その先生の講義を聴いていれば分かるんです。

ですから、どんなに難しい講義であっても、その先生の非常に深い研究の成果の蓄積の一端を話してくださっている、講義してくださっているということであれば、学生のほうは魅力ある講義だと、その講義が必ずしも十分に分からぬ場合であっても、やはり先生に質問して、分からぬところを教えてもらわなければならぬなという感じを、学生は受けるのではないかと思います。

ですから、いい学生と接することができるためには、自分がいい研究をしている、学生にとっても魅力ある研究をしようという姿勢が、やはり大学教員には必要ではないかと思います。それは研究者として当然なことなのですが、研究者に必要なことではないかと私自身は思っています。私は、自省の意味も込めて、いつもそのように心掛けています。

自分が指導している学生に、勉強しろ、研究しろと言っても、まず自分が研究しないと、先生が研究もしていないのに、なぜ学生の私にそんなことを言うんですかということになります。例えば学生から質問を受けても、「それは

調べてきて答えます」というのでは、学生に失望感を与えるのではないかと思います。私たちが宮本又次先生や作道洋太郎先生、原田年丸先生や梅溪昇先生、黒田俊雄先生、熊谷開作先生に質問しても、直ちに答えてくださいましたね。私が親しくさせていただいた先生は、皆さんのがそうでした。このようなことがあって、ああ、立派な先生だなと思う。特に慎重に答えなければならぬような難しい問題は別として、「ちょっと待ってください。調べてきて答えます」というようなことを言わぬよう、学生や若い研究者をがっかりさせることのないような研究者にならなければならないと、自省の意味を込めて思っています。

学術会議会員

中尾 後ほど公文書館関係でお話しいただきますけれども、日本の学界関係ということでありますと、日本学術会議の会員を3期されています。特にご記憶に残っているようなことをお話しitいただければと、思います。

山中 それは大いにありますね。私は阪大法学部出身者では最初に学術会議の会員になったと思います。私の後では松岡博さん（現帝塚山大学）がなられました。ただ阪大法学部の先生の中では、既に高田卓爾先生が学術会議の会員になっておられたのではないかと思います。私が会員になった時には、中野貞一郎先生も学術会議会員になられたと思います。私がなった時は、学会で選挙されて学術会議に出ました。任期は各期3年で、3期までしかできることになっていました。今は選出方法も任期も違うようですが。

学術会議会員は、昭和63（1988）年7月から平成9（1997）年7月まで3期、9年間務めましたが、私が初めに感じたことは、学術会議というのは学術会議用の略語があるんだということでした。例えば第5常置と言えば第5常置

委員会を指すのだというような具合です。ですから最初、学術会議で話されていることは、どういう内容のこと話をしているのか正確に理解するのに、しばらく時間がかかりました。

それから、学術会議で私が非常に良かったと思うことはいろいろあります。常々著書で読んだり、書店で著書を見たりしているような先生とお会いできて直接話ができたということですね。それは理科系の先生とも同じことで、よく新聞やテレビなどで見るような先生とお話しできるということです。文科系について言えば、例えば東の大石嘉一郎先生とは、地方制度史に関して、先生と私の意見が食い違っているような問題について率直に話ができたということですね。そういう点で、学問的には非常に高名で著書などを読ませていただいているけれども、日常接することができない先生と話ができるということが一つ印象にありますね。また、中野先生と阪大でお会いしていた時よりも、もっと親しくお話してきて、いろいろと教えていただくことができたことです。拙著『幕藩・維新期の国家支配と法—官僚制・兵制・村・家・婚姻を主題とする一』（信山社、1991年）も、中野先生と学術会議でお話ししている時に、勧められて出すことになったんです。中野先生のおかげです。

それから学術会議には、各部毎に、夏部会という会合があって、夏期に、例えば北海道ならその地区の大学にお願いして、会場などの世話をしてもらって会議します。同じ宿に泊まって議論したりもしました。普段よりざくばらんな議論ができたと思います。夫人同伴が奨励されていましたので、懇親会などは和やかな雰囲気でよかったです。私たちが会議をしている間、夫人たちは世話をしてくださいた大学の方たちに案内されて、見学などをしていました。夫人の費用はすべて自己負担です。学術会議では、私が会員の時は、新幹線の交通費も普通運賃と特急券の費用だけで、指定切符の費用も支

給されませんでした。学術会議は会議も多く、会員は結構多忙で、たいへんな仕事です。今も私が会員だった頃と同じような状態だとすれば、もっと会員の待遇を改善すべきだと思いますね。

私は、学術会議では第2部（法律・政治部門）に属していましたが、任期中、委員会は主に第5常置委員会という所に属し、委員長（平成6年7月～平成9年7月）もしました。これは、主に学術情報に関する委員会です。その中には公文書館もテリトリーに入っていましたのでたいへん勉強になりました。

公文書館との関わり

中山 私は、学術会議会員になる以前から、宮本又次先生と作道洋太郎先生に誘われて、大阪府の公文書館をつくる委員会の委員になって、公文書館を基本構想からつくっていく仕事をいたしました。それはなぜかと申しますと、最初、私が公文書館の設置準備委員になった時、座長は宮本又次先生、委員には作道洋太郎、阿部泰隆（神戸大学）、勝部元（桃山学院大学）、小山仁示（関西大学—阪大文学部出身）、村上義弘（大阪府立大学）、毛利敏彦（大阪市立大学）の各先生のほか、府の片岡重治郎人事委員会委員長など3人の方々がおられ、私も含めると11人の委員構成でした。それで、宮本先生は、私に「とにかく、これだけ人数がいれば、なかなか意見がまとまらない。中山君、小委員会でもつくって、中山君の所で基本構想をまとめてくれませんか」と頼まれたからなんです。それで、いまここにおられる中尾さんとか、広川禎秀さん（大阪市立大学）、芝村篤樹さん（桃山学院大学）のほか公文書館担当の高田常三郎法制文書課長など、府の職員の方々にも入っていただいて小委員会を設け、そこで公文書館の基本構想を作るという作業をしました。

ですから、大阪府の公文書館に関しては、そ

ういう経緯から最初からずっと関わりを持っていました。昭和57（1982）年7月から大阪府公文書館問題専門家研究会委員とその小委員会の委員長、昭和61年8月からは大阪府公文書館運営懇談会委員、平成10（1998）年8月からはその懇談会の座長を務め、現在に至っています。

大阪府公文書館は、既に府政情報室に統合され、現在、さらに情報公開と窓口一本化が計画されています。こうなると公文書館的な機能は残っても、公文書館という名称はなくなるかもしれません。たまたま、一本化の話が出た時の府政情報室長の岩田教之さんが阪大法学部出身だったのと、現在も直接担当されている情報公開課長の村田守男さんが阪大経済学部出身なので、大阪府公文書館運営懇談会としても、せっかく、宮本又次先生や作道洋太郎先生たちのご尽力によってできた公文書館ですので、公文書館の名称は是非残して欲しいと強く要望しているところです。Archivesを公文書館あるいは文書館というのは、わが国では既に定着している呼び方ですので。また、公文書館という名称は一つのシンボルとして、その名称によって設置されている施設があってこそ、内容の充実も図れると思います。府の公文書館運営懇談会の委員には、阪大文学部出身の中山浩之さん（大阪府立大学教授）もおられ、2010年の8月からは、阪大大学院法学研究科博士課程出身の林真貴子さん（近畿大学准教授、現教授）も委員に就任されました。私も中山さん、林さんや他の委員の方々と協力して頑張って、公文書館の充実に努めたいと思っています。

大阪府公文書館については、歴史学関係の団体や府会議員の方々の中にも、たいへん関心を持っておられる方々がおられます。府の公文書館の今後のあり方が審議された大阪府公文書館の運営懇談会には、歴史学関係の団体の方々や阪大法学部出身の堀田文一府会議員や芹生幸一府会議員も傍聴に来られました。歴史学関係の

団体からは、公文書館の充実についていくつか要望書も出されています。

大阪府の公文書館が今後どうなっていくかは、国立公文書館長の高山正也さんや阪大経済学部出身で国立公文書館理事の山崎日出男さんも心配しておられ、いろいろと助言していただきました。山崎さんは元内閣府大臣官房審議官として公文書管理法の制定にあたって事務方の責任者（内閣官房公文書管理検討室長）も務められました。阪大出身者が公文書館に関係して活躍しておられることは喜ばしいことだと思っております。

それと、どういうことで国立公文書館に関係するようになったのか記憶は定かではないのですが、おそらく私の記憶では、中野目徹さんと知り合いになったことが、国立公文書館の仕事をお手伝いするようになったきっかけではなかったかと思います。私は先ほど申しましたように伊丹市史の仕事、あるいは和歌山県史などの自治体史編纂の仕事で、よく国立公文書館に行きました。当時は少なくとも毎月1回は行っていましたね。

菅野弘夫さんが国立公文書館長をされていた頃だと思うのですが、私が公文書館で文書史料を見ていたら中野目さんがやってこられまして、「山中先生ですか」と言われたんです。「何か用事ですか」と言うと、私の著書を読んだことがあると話されるんですね。その時、中野目さんは公文書館の専門職員で、たまたま閲覧室の受付におられたんです。

そういうことで中野目さんと仲良くなつたことがきっかけで、私は、国立公文書館から頼まれて「歴史研究と公文書館—日本近代法史研究を中心として—」という題目で小講演をしました。この講演記録は『北の丸—国立公文書館報—』22号（1990年）に載っています。

その前後の頃から、いろいろな国立公文書館の委員をしたのではないかと思います。菊池光興館長の時には、有識者会議の委員もしまし

た。公文書館の専門職員の養成課程の講座の講師・運営評価委員会委員などもしました。その時に、菅（真城）さんは、私の名前を知られたのだと思うのですが。

このように、私は国立公文書館の仕事をお手伝いしてきたのですが、その過程で逆に公文書館の方々からいろいろなことを教えられる、また公文書館のことを勉強せざるを得ないという状況になりましたね。中野目徹さんは、大濱徹也先生（筑波大学名誉教授、元国立公文書館理事）のお弟子さんですが、非常に優秀な研究者です。国立公文書館におられて、いまは筑波大学の大学院人文社会科学研究科の教授になっておられます、日本におけるアーキビストの草分けの1人ではないかと思います。中野目さんはいろいろな本を書いておられますので、皆さんもご存じだと思うのですが。今話しましたような経緯で、国立公文書館と関係するようになりました。

地方自治体史・情報公開との関わり

山中 それからもう一つ、先ほども申しましたが、地方自治体史の編纂委員をしたことも非常に研究に役に立ちました。自治体史の編纂に関わることによって、今まで関心のなかった問題にも関心を持たざるを得ないことになりました。それはなぜかというと、地方自治体は、法制史の立場から見ると、公私法全般に関わるいろいろな行政財政をやっているわけですね。ですから、地方自治体史の編纂に携わって執筆する際に、自分はここが専門だから、ここだけやらせてくれというわけにはいきません。これは阿部先生もよくご存じだと思います。すると、自分の専門ではないことも勉強せざるを得ないんです。それがまた逆に自分の研究を深めることがあり得るわけです。ですから、そういう点でも地方自治体史の編纂委員をしたことは、私にとって研究を深めるうえで非常に役に立った

と、自治体史の編纂に従事することによって、自分の研究を助けてもらったと言えますね。

また、高槻市史の編纂をして、近現代の行政史部門を担当したことによって、高槻市が情報公開条例をつくる際に、山中は高槻市の近現代の公文書をよく読んでいるはずだということになりました。公文書を公開することが情報公開の趣旨だから、私は市の情報公開条例を策定する委員会の会長になってもらえないかと頼まれまして、会長をしました。そして会長の仕事が終わったら、次は情報公開審査会、あるいは個人情報保護審査会の委員になれと頼まれて、昭和62年から平成10年度まで12年間も会長をやりました。その間、個人情報保護審査会で、全国で初めて内申書を開示すべしとする答申をしました。次いで、大阪府忠岡町の情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員・会長を頼まれ、今も続けています。

ですから、そういう経緯で自然と情報公開とか個人情報の保護の問題について関心を持たざるを得ないし、そういうことを勉強せざるを得ない環境に置かれたということですね。そのことによって論文を書くこともできるようになりましたし、関西大学の法学研究所で、情報公開について、そういう分野の専門家もおられる研究会で話をすることになりました。私は必ずしも理論として情報公開を専門に研究しているわけではなくて、実践を通じてやっていますから、そういう実践から得た経験に基づいて話しました。それらは、拙稿「情報公開と地方自治」(平成10年度第45回北陸・東海・近畿三地区共催都市整備事務研修会速記録)、拙稿「情報公開、監査制度と地方自治—「知る権利」を焦点として—」(『追手門経営論集』5巻2号、1999年)、拙稿「情報公開、監査制度と地方自治—外部監査制度を中心に—」(『ノモス』12号、関西大学法学研究所、2001年)として発表しています。

高槻市の情報公開審査会・個人情報保護審査

会の委員には、情報公開の分野の専門家でもある松井茂記さん（当時大阪大学教授、現大阪大学名誉教授・ブリティッシュ・コロンビア大学）がおられましたし、刑法の分野で生田勝義さん（立命館大学教授）、民法の分野では加賀山茂さん（当時大阪大学教授、現明治学院大学教授）、千藤洋三さん（関西大学教授）が、また弁護士の平野鷹子さん、白石玲子さん（憲法・女性学、当時神戸市看護大学助教授）がおられましたから、いろいろな点で教えられることが非常に多かったと思います。松井さん以外は、皆さん阪大法学部か、阪大大学院法学研究科出身です。忠岡町の委員も、大江洋一さん（弁護士、大阪市大特任教授）以外は、中尾（敏充）さん（日本法制史）、三吉修さん（行政法・憲法、和歌山大学教授）、川崎和代さん（憲法、大阪女子学園短期大学教授）は、阪大法学部か、阪大大学院法学研究科出身です。このように公的な委員になることによって、逆に勉強するとか、こういう世界もあったということがよく分かるようになりました。

学術会議も第5常置委員会で学術情報や公文書館にかかる仕事をし、国立公文書館でも大阪府公文書館でも仕事のお手伝いをし、また伊丹市史をはじめとして自治体史の編纂にも関わったということが、自分の学問研究の成果を社会に還元するという意味で、社会奉仕という言葉を使いますと、単なる社会奉仕ということではなく、いろいろな意味で自分の学問を深めるうえでも非常に役に立っていると感じています。単に私が日本法制史の研究だけやっていた場合よりも、私の研究を深める点では非常によかったです。

鑑定について

中山 もう一つ私は思うのですが、これは阿部先生もお感じだと思いますが、一般に歴史学というのは、現実問題とかなり離れていると思わ

れがちなんですね。決してそうではないんです。現代史という研究分野もあるように、現在も歴史学の一つのテリトリーに入るわけですから。しかし、一般には歴史学は現実問題とはかけ離れた学問だと思われがちです。しかも歴史研究の中には、現実問題と直接結び付かない研究もあります。

しかしながら私は、たまにではありますけれども、民事関係の事件についての鑑定意見を頼まれことがあります。中野貞一郎先生から、ご友人の菅生浩三弁護士がやっておられた伊勢講の講有地の所有権をめぐって争われた訴訟の鑑定を頼まれたことがきっかけです。この訴訟は、一审で敗訴していたので緊張しました。相前後して、大阪地方裁判所堺支部からも、池敷・堤塘をめぐる訴訟について鑑定書を提出するよう依頼されました。これは、大江洋一弁護士がやっておられた訴訟です。鑑定書は、今までに10件以上頼まれて書いていますけれども、そのことによって、自分が現実に起こっている訴訟に、法制史的な観点を活用しながら関わっていくことになったわけです。裁判は、勝つか負けるかの問題ですから、自分の鑑定意見が採用されて勝訴するか、しないかということは、いわば自分の研究者としての力量が裁判において認められるか、認められないかということにもなります。また、一般に現実の問題とは無縁だと考えられている歴史をやっている、あるいは法制史をやっている人間が、現実に起きている事件について鑑定意見を述べるかたちで、勝つか負けるかの闘いにある意味で参加できるという点で、また現実の民事事件と法制史の問題との関連を考えるうえで、非常に良い機会を与えられたことになりますね。

これは法制史だけではなく、経済史の方もそういう機会があると思います。鑑定書を書くことはしんどい仕事です。判決の日なんて、前の晩は眠れません。自分の理論が否定されるのか、認められるのかの問題でもありますから

ね。そういう鑑定という仕事も、やはり私にとっては、しんどいですが良かったのではないかと思いますね。

というのは、どういうことかと申しますと、裁判というのは勝てば官軍なんですよ。例えば、歴史学研究者からみてどんなにむちゃなことを言っていてもね。だから、やはり法制史学者や歴史学者がそれに参加して、きちんとした意見を言っておかないと、裁判における真実の発見ができない場合だってあると思うんです。法制史学者や歴史学者が裁判に参加しなければ、弁護士が知ったかぶりして言うと、裁判官は、その弁護士の知ったかぶりをそのまま認めてしまうという場合だってあり得るわけです。

実例を簡単に要約して申しますと、池の敷地の所有権をめぐる事件において、近世の時代にAという小藩の領域内の村の中に造られた池で、その池の敷地が他のB藩の領域内にある村が所持することは、原則的にあり得ないわけですね。常識的に考えても分かります。しかも、その池の敷地が、その敷地を領域とするA藩の領主の本拠ともいべき陣屋（小さい藩なので城を持っていない）のあった村にあるというような場合は、やはりその池の敷地は、その池のある村が所持しているということは、当然のことなんです。仮に、その池の水を他のB藩領域内の村が引くということはあり得ても、A藩の領主の陣屋が所在する村にある池の敷地を他のB藩の領域にある村が所持することは、原則あり得ないわけですね。すべての弁護士、裁判官がそうだとは決して申しませんが、そういう当たり前の原則が、裁判では弁護士の中にも、裁判官の中にも分かっておられない方がおられるんです。近世史の知識を持っていれば、江戸時代の封建領主制のもとで、A藩の領主の陣屋が所在する村にある池の敷地が他のB藩領域内の村の所持になる、そういうことは原則的にあり得ないことが分かるわけですよね。

つまり、Aという藩主の領域内の村の土地

を、Bという藩主の領域内の村が所持するということは、その村がB藩の飛地である場合以外には原則的にあり得ないわけです。一国領域支配ですから。しかし、実際の裁判ではAという藩主の領域内の村の土地が、Bという藩主の領域内の村が所持している土地であるというようなことが平気で主張されている場合もあるわけですね。だから、法制史学者や歴史学者が関与しなければ、その主張はそのまま通ってしまうということだってあり得る。いわば、実定法だけを知っている裁判官と弁護士がお互いに争って、主張が強いほうが勝ってしまうことだって現実にはあり得るんです。

また、土地が登録されている土地台帳の見方も分からぬ箇所があるんです。明治時代に作られた土地台帳には、それを所管する法務局に問い合わせても、その見方が分からぬところがあるんです。その見方は、当時の法史料から判断するほかありません。これは、法制史の領域です。

だから、現実の問題に無縁な学問をやっていくと一般に考えられている法制史学者や歴史学者も、裁判で意見を求められるような機会があれば、積極的に参加することも私は必要ではないかと思います。また、私がこのような鑑定や潮見俊隆先生や利谷信義さんに勧められて入会した日本民主法律家協会（大阪支部）を通じて、弁護士さんと親しくなったりしたことがきっかけで、昭和60（1985）年に大阪弁護士会から頼まれて『大阪弁護士会百年史』（大阪弁護士会、1989年）の監修（指導・助言）をすることになりました。執筆者の中には、阪大法学部出身の安富巖さん、岩本洋子さんら2人の弁護士がおられました。阪大法学部出身で、大阪弁護士会会长の鎌倉利行さんからは、自分が会長をしている間に『百年史』を出版して欲しいと頼まれていましたが、かなわず申し訳ないことをしました。しかし、私は、この『百年史』の監修作業を通じて、弁護士制度史

を研究することができました。このように『大阪弁護士会百年史』の監修をすることが、自分の学問研究を深めるということだってあり得るわけですし、新しい問題をそこから発見するということだってあり得るわけですから。そういうことが社会奉仕と言えるのかどうか分かりませんが、いろいろな意味で社会的な問題にかかわるということは、研究者として必要ではないかと私自身は感じています。私は、このような考えを皆さんにもっと分かっていただきたいと思って、これまで書いた鑑定書のいくつかを論文にした『民事裁判の法史学—村と土地の裁判と法—』と題する著書を平成17（2005）年に法律文化社から出しました。

中尾 すみません。いま4、5の項目を一緒にお話をされたというふうに理解してよろしいでしょうか。

中山 文書館・公文書館のことですか。

中尾 はい。では5の項目について、お話を聞きしてよろしいでしょうか。何かご質問とかあれば。では、よろしくお願ひします。

公文書館について

中山 では文書館・公文書館について申しますと、私は歴史文書、特に公文書を残さなければならぬことの原点は、公文書は税金によって作られたものだということだと思うんですね。国立大学だって、皆、税金によってできているわけですし、税金によって運営されている。もちろん寄付金もあるかもしれませんけれども、主に税金によって運営されているですから、大学の文書館も、ある意味で公文書館だと言えるわけですね。アーカイブズだと言えるわけです。

ですから、まず公文書は、むやみに捨てるものではないということですよ。公文書は、いわば国民の財産ですから、それをむやみに棄てることは、国民に対する背信行為です。また、平

成 21（2009）年 7 月に公布され、平成 23 年 4 月に施行される「公文書管理法」も、後世に残すべき対象となる歴史資料として重要な公文書その他の文書と言われている歴史公文書等は、そういう意味でむやみに廃棄すべきものではないという趣旨で制定されていますよね。

さらに、公文書館に保存されている歴史公文書というのは、単なる歴史史料ではないと思うんです。それはどういうことかと申しますと、歴史公文書等というのは、100 年先、200 年先、あるいは 1000 年先を見通して残さなければならぬものだということですね。例えば、今この文書はまったく必要がないと思われるような文書でも、100 年先、200 年先、あるいは 1000 年先になれば非常に重要な文書になるかもしれないからです。

よく言われていることですけれども、これは公文書ではありませんが、あるストリップ劇場の広告があるとします。今はこんなものを保存していくもしかたがないものです。掃いて捨てるようなものかもしれないのですけれど、これが 100 年先、200 年先、あるいは 1000 年先になれば、当時の文化なり風俗の一端を知る非常に重要な史料になるわけです。

ですから、単に歴史の史料を残すというような観点だけではなくて、いろいろな意味で 100 年先、200 年先、あるいは 1000 年先を見通して文書を残すという姿勢が、やはりアーカイブズを考える際には非常に重要なのではないかと思います。それが単なる歴史史料を残すという観点とは異なる視座といいますか、そういうものをアーカイブズは必要とするのではないかということが、いま申しました趣旨です。ほかにもいろいろありますけれども、簡単に言えば、そういうことになるだろうと思います。

中尾 現在、2 つの問題点があるように思います。一つは、大阪府の公文書館を設置・準備する際にも小委員会でいろいろ議論がありましたが、いわゆる情報公開と結び付けて考える場合

に、公開を前提にしますと、作成される公文書などがかなり簡略されていく。阪大の法学部の教授会の議事録もそうなんですが、大学紛争の前と後では議事録の記述内容が違います。特に最近は情報公開、いわゆる行政文書の公開を前提にするため、結局、議事録の大半が一般的には、「資料に基づいて説明があり承認された」という記述なんですね。

確かに、決まった内容は、その資料を見れば、こういうことが決まったと分かるのですが、どういう議論があったのか、あるいはそれに対して、どういう反対意見があったのかも含めて、その経緯の中でどうのよう決まったのかが一切分からなくなってしまう。それを今後どう考えるかということ。

もう一つは、これは阿部先生も気にされていますけれども、つまり理系の発想から、結局、電子化することです。これは便利なことは便利なのですね。瞬時に見ることができるけれども、それによって従来の公文書の、つまり紙ベース、実際作成した印鑑を押しているもので残るものと、そういうかたちで電子化されたものが残る。その辺について、先生はどのようにお考えなのか。

山中 文書の電子化の問題は、いま簡単には答えられない難しい問題ですね。端的に言えば、まず従来の歴史的公文書を残すのと同じ基本理念に基づいて残すべきであるという姿勢が必要でしょうね。ただ、情報公開のために文書の記述が非常に簡略化されているということですが、それは、いますぐに公開されて何らかの問題が起きると困ると考えられている事由もあるからではないでしょうか。これは、いわゆるお役所やお役人の通弊もあります。したがって、歴史公文書等に入るようなものは、公開しない一定の期間を、原則 30 年とか 50 年とかすることがきちんと定められているんですね。

ですから、そういう一定の非公開の期間をきちんと定めて、文書の性質によって、30 年な

り 50 年なり、ある一定の非公開の期間をおいてから公開することによって、文書の記述が簡略化されたり、個人のプライバシーなどに悪い影響を及ぼすようなことを避けるようにすることができるのでないかと、私は思います。

そういう一定の非公開の期間を置くという原則なく、どんどん公開していくということをやれば、いま中尾さんが言われたように簡略化して、お役所やお役人がなるべく責任をとらされないようにしておこうというような姿勢が出てくるのは、お役所やお役人の現状では、致し方ないと思いますね。ですから、一定の非公開の期間を置くという原則は、きちんと堅持するうにして、もちろんすぐに公開しても影響のないものや、すぐに公開しなければ民主主義の根幹を守れないというようなものは公開してもいいと思いますが、原則的には一定の非公開の期間を置くという仕組みが既に出来ているんです。しかし、そういうことを周知しておかないと、歴史公文書等を残すことは難しいのではないかと思いますね。

私が外国の公文書館で通ったのは、イギリスの、今はナショナル・アーカイブズ（National Archives）と言っていますが、私が通っていたころはパブリック・レコード・オフィス（Public Record Office）と言われていたころです。そこで本当に感心したのは、公文書がドラフト（Draft）から残されていることです。ですから、その公文書が作られる過程も分かるわけですね。いろいろな修正の経過まで分かるんです。

また、もう一つ感心したのは、会議に用いられたと思われる文書は、同じ文書が何通か残されているということです。おそらく会議で、各自に配付された同一の文書が全部残されているのではないかと思います。面白いと思ったのは、例えば会議の際に王様に配られたと思われる文書には、「キング（king）」とかいう文字が書いてあります。所々汚れていて、明らかにこれは王様の手あかだなということが分かるよう

なものもありました。ですから、会議で配付された文書も、たとえ内容が同じものであってもできるだけ保存されているのではないかと思います。このように、貴重と考えられる文書がきっちりと残っているのは、やはり歴史的公文書に一定の非公開の期間が置かれていて、それがきちんと守られているからこそ、残るのだと思います。

ただ、先ほど話に出された文書の電子化の場合はどうしたらいいか、これは今後、真剣に検討しなければならないことだと思いますし、ちょっとしたミスで簡単に消えてしまうということだってあり得るのではないかと思うんです。また、ドラフトなんかは残りにくいんじゃないでしょうか。もしそういうことになると、完成した公文書は残るとしても、その成立の過程をたどることが難しい場合も出てくるのではないかと思いますね。だから、このような問題は、アーカイブズの問題をこれから考えていく際に、皆さんで議論して、どう対処していくかを真剣に考えなくてはならないのではないかと思いますね。

今、私は入っていませんが、アーカイブズ学会というのができたようですし、むしろ菅さんのほうが、そういう問題には詳しいかもしれません。もし菅さんのほうで何かご意見があれば、この機会に教えていただけたらと思いますが。

菅 今回の「公文書管理法」が、政令・ガイドラインの素案も先日公表されましたけれども、わりと内閣府のほうが頑張って、経緯から残そうということは言ってくれているので、これからできれば実体化していってもらいたいなというふうには思っています。ただやはり、文書に対する公務員の考え方か変わらないと難しいとは思います。

中山 私も「公文書管理法」は良いと思いますよ。「公文書管理法」は、従前より公文書館のコンプライアンス確保のための仕組みがとられ

ている点は評価できるのですが、まだ不備なところもあるんです。さらに整備されることも必要だと思います。

それから、菅さんもご存じだと思いますけれども、「公文書館法」に関して平成元（1989）年6月1日に出された内閣官房副長官の「公文書館法の解釈の要旨」というものがあるんですね。それには、公文書館にとって専門職員は非常に重要だということが書いてあります。専門職員を「中核的な業務を担う職員」だと位置づけているんです。けれども、では、公文書館の専門職員を積極的に養成するような公的な機関や組織を国が十分考えているかというと、考えているとは言えません。国立公文書館や国立史料館（国文学研究資料館）では、公文書館の専門職員の養成課程の講座が開かれたりして努力はされています。私もその両方で講師をしたことがあります。もっと充実されなければならぬと思います。

学習院大学で公文書館の職員を養成する大学院の課程ができたそうです。そういう学 校もほつぽつできているようです。大阪大学もお考えになっているかもしれません。そして仮にそういった大学院ができる、「公文書館法」や「公文書管理法」に則って公文書館がどんどんできてくれれば、卒業生の就職先もあるかもしれません。富山市に公文書館ができたようなことも聞いていますが、一般的には、今の地方自治体の財政状況の下では、国の財政的補助でもないかぎり、公文書館を作ることは、非常に難しいと思います。私の経験したことで申しますと、私は市史の編纂に関わったこともあって、兵庫県伊丹市の依頼で、平成元（1989）年から2年にわたって、文書館設置の基本構想を作成する専門委員会の仕事（委員長）をしましたが、結局、文書館は設置されず、代わりに国の財政的補助を受けることができる博物館が設置されました。これも、（公）文書館の設置に国の財政的補助がないことによるものと思いま

す。

ただ、国立公文書館だけは、充実の方向に向かっているという話は聞いています。専門職を増員したりするような予算要求をしているということも、この間、館長の高山（正也）さんから聞きました。国の方は、かなり積極的で、特に前の福田康夫総理が積極的だったわけですが、民主党政権は、どういうふうに公文書館の問題をやっていくのか。本来ならば積極的にやらなければならないはずなのですが。公文書館の充実は、国だけが一生懸命にやっても、地方自治体が公文書館を作ることにもっと積極的にならないとできないと思います。

この間、私は、堺市の竹山修身市長に会う機会があったので、「堺市も政令指定都市ですから公文書館をつくってください」と言ったんです。真剣に耳を傾けてくださったようなんですが、なかなか日程に上ってこない。ただ重要なことは、早くやらないと歴史的な公文書が散逸してしまう恐れがあるということですね。それから、地方自治体の公文書館は単に歴史公文書等だけではなく、後ほど、スペインの地方の公文書館や文書館の例を挙げて話したいと思いますが、その地域にある在地の史料を保存するという役割も持っていてしかるべきだと思います。私文書の中には、公文書に類する文書が交じっていることもあります。そういう史料が現在、どんどん失われていっているのが現状なんですね。

だから、「公文書管理法」ができた機会に、やはり地方自治体に公文書館の設置を義務付ける。そこまでいかないと、なかなかね。「公文書管理法」も第34条で、地方自治体にはこの法律の趣旨にのっとってやってくださいという努力義務を規定しているだけであって、義務付けるところまでいっていないわけですね。財政難に苦しんでいる地方自治体は、なかなか公文書館を設置する余裕がないのではないかと思います。したがって、日本で公文書館を発展させ

ていくことは難しいのではないかと感じています。

私は、外国へ行く時には、必ず公文書館がどこにあるか、探すぐらいのことはするんです。例えばスペインに行っても、ここに公文書館があるというと、言葉が分からなくても、ともかく建物だけでも見に行くんです。バルセロナではそうしました。マドリードでは日本人のガイドさんに偶然付き添うことになった元マドリード大学で英・仏語を担当されていたJurschik教授という方から、幸いなことにスペインの公文書館について話を聞くことができました。教授は、公文書館のことも自分の学問研究の範囲に入るんだけれど、公文書館のことを自分に尋ねた日本人は初めてだと喜んでおられましたね。フィンランドのヘルシンキでも公文書館の建物を見たりしましたけど、アメリカのワシントンD.C.にある国立公文書館やドイツのシュツットガルトにある州と市の公文書館では、入館して見学したりしました。シュツットガルトでは、わずかな時間でしたが、公文書館の人と話すこともできました。

こうして見聞した中で、日本の公文書館や文書館が見習わなければならないと思ったのは、スペインの地方の公文書館・文書館では、その地方で作家やその他の活動をしたり、地域に貢献したりした人々の文書史料も収集され、保存・公開されていることでした。一部の日本の公文書館や文書館では、ある程度はそういうことも行われているようですが、もっと積極的に行わなければならぬと思いました。そのような文書史料は、ある意味では、その地方の行政の対象であった人々や風土が生み出したものであり、その地方の文化・風土を知るうえで大切な史料として保存すべきものです。公文書館だから公文書さえ保存・公開しておけばよいというような考え方は、その地方の人々や文化・風土を大切にしないことにもつながるのではないかと思いますね。このように外国の公文書館に

接してみると、やはり日本の公文書館は一般的に言って諸外国、特に先進諸国に比べていろいろな意味で遅れていると言えます。そして公文書館に対する一般の人々の関心も非常に低いと思います。

外国で公文書館に対する一般の人々の感心が高いと感じたことがあるんです。私が、パリの国立公文書館を訪ねた時、JTBの案内書には公文書館の所在する位置にヒストリカル・ミュージアム（Historical Museum）と書いてあったんですよ。だから、私は自分が泊まったホテルの受付で公文書館へ行く道を教えてもらおうと思って「ヒストリカル・ミュージアムに行きたい」と言いました。するとホテルマンが「いや、これはヒストリカル・ミュージアムとは違います。ナショナル・アーカイブズ（National Archives）です」と言うんですよ。それほど、ナショナル・アーカイブズというのは一般の人々によく知られているんですね。

もちろん、公文書館は歴史博物館と同じ場所にあるんです。同じ場所にあるから、おそらくJTBの案内書には、公文書館と書いても日本人にはファミリアではないから歴史博物館と書いてあるのだと思うのですが、フランスでは、ホテルマンのような公文書館にあまり縁の無いと思われるような人にとっても、ナショナル・アーカイブズが定着しているんだと感心しました。

私が国立公文書館の公文書館専門職員養成課程の講座でその話をすると、皆さん笑っておられましたけど、諸外国、特に先進諸国では公文書館、アーカイブズというのは一般の国民に定着しているのではないかと思います。日本では図書館とか博物館というのはある程度一般の国民の方々に定着していても、公文書館・文書館（アーカイブズ）は、一般の国民の方には定着していないのではないかと思いますね。そういう点でも、やはり日本は、諸外国に比べて遅れていると思います。

先ほども申しましたが、公文書館の専門職員の養成の講座も、国立公文書館とか国立史料館（国文学研究資料館）ではやっておられますけれども、必ずしもスムーズに受講者を集められないということもあって、国立公文書館でも専門職員の養成課程をどういうふうに運営していくか苦心され、いろいろと工夫されているようです。そういう現状では、日本において公文書館は、なかなか発展していかないのではないかと思いますね。

そういう現状にあって、大学文書館というのは一定の大きな役割を果たすのではないかと思います。この間、京都大学へ行きましたが、京都大学では、すでに文書館ができていますね。大阪大学も文書館をつくる準備をされていて、今日の私に対するインタビューもそのために行われたとのことですが、文書館で「歴史公文書等」を蒐集、公開するだけでなく、大阪大学史というんですか、そういうものを編纂する一つの拠点と言いますか、そういう拠点にも文書館をすればよいのではないかと思います。そのためには、大阪大学の運営に当たられた総長クラスの方々の私文書も、大学に関連するものは蒐集・保存し、公開する努力も必要だと思います。

阪大生へのメッセージ

中尾 最後に先生から、いまの大阪大学の学生へのメッセージというか、お言葉をいただければ幸いです。よろしくお願いします。

山中 私がいまの学生諸君を見ていて思うのは、彼らには戦争体験がないということです。彼らはもちろん戦後に生まれているからそもそも無理なことです。しかし、私は徴兵されて軍隊に行った経験はないんですが、先ほども申しましたように、戦災で家が丸焼けになり、着の身着のままで焼け出されました。焼夷弾の火の海の真っ只中を逃げたり、米軍機から機銃掃

射されたりしましたが、九死に一生を得ました。平和とか、人の権利がまったく無視されていた戦前の生活を体験しているわけです（詳しくは、岩野英夫「聞き書き・わが国における法史学の歩み（八）—三浦澄雄先生にお聞きする—」『同志社法学』第62巻第5号、2011年、219頁以下に「戦争研究と私の学問研究」と題する私の小文が載っていますのでご覧ください）。当たり前のことですが、そういう体験が今の学生にはまったくありません。だから、やはり、そういう体験をわが国が過去に惹き起こした無謀な戦争によってアジア諸国ほかの人々に対して甚大な被害と苦しみを与えたことに対する深い反省のうえに立って、今の学生にきちんと教え込むべきだと思うんです。もちろん、これには、現在のわが国が主権国家としての国益を守るために、どのような国に対しても主張すべきことは主張するということを当然の前提として教えることも忘れてはなりませんが。

私は、ご承知のように歴史学の一分野である法制史、特に日本近代法史を専攻しておりますので、今申したような学生教育のあり方を考えているのかもしれません。講義によっては、今申したようなことを直接学生に教える必要のない科目も当然あるでしょう。しかし、たとえどのような学問研究の分野であっても、およそ学問研究というのは、本来は、人権を向上し、強化するとか、平和を護持するとか、いわば人々の幸福や福祉を発展させるためにあるわけです。そのような学問研究に対する基本理念に基づいて、学生を教育していただくことが大事だと思います。このようなことを申しますことは、先生方に対して僭越で、釈迦に説法かと思いますが、お許しください。

続いて、今申しましたことを前提として、学生諸君へのメッセージを申します。まず、学生諸君には、できるだけ外国に目を向けてもらいたいということです。私も自分の学問的な視野が広がったのは、文部省の在外研究員として1

年間留学させていただいたことが大きな契機になっていると思います。私は主としてアメリカとイギリスと、一部は社会主義時代のハンガリーへ行きました。ハーバード大学の東アジア研究センターとロンドン大学のアジア・アフリカ研究院とブダペスト大学法学部ですが、その中で本当にいろいろなことを学ばせてもらいました。

ブダペスト大学では1ヶ月の滞在でしたが、社会主義とはどういうものであるかも体験しましたし、イギリスとアメリカがどういう点において違うかもおぼろげながらも分かったように思います。特によかったのは、イギリスの公文書館で日本関係の文書を閲覧することができたことです。それはどういうことかと申しますと、例えば駐日英國大使館から、いろいろな報告書が、秘密のものも含めてイギリス本国へ送られてきています。それらを読むと、それぞれの時期の日本をイギリスがどう見ていたかということがよく分かるんです。

よく歴史学では、世界史的な視野から考察しなければいけないと言いますね。しかし、日本の史料だけで世界史的な視野なんて言っても、やはり限られてくるわけです。これはイギリスだけではなくて、フランスやドイツの公文書館にもその国の駐日大使館から送られた報告書があると思うので、そういうものを見るによって、いわば客観的に、諸外国が日本をどう見ていたかということも分かると思うんです。

また、日本の学生諸君にとっては、意外と思われるかもしれません、外国の大学図書館などには、日本の文書史料が所蔵されている場合もあるんです。私が見た事例で申しますと、米国ではハーバード大学の燕京研究所(Yenching Institute)の図書館、ハーバードロースクール(Harvard Law School)の東アジア法研究所(East Asian Legal Studies)、米国議会図書館などにそのような日本の文書史料がありました。米国議会図書館の旧内務省関係の地方自

治立法史料の一部は、先ほどお話ししました『近代日本地方自治立法資料集成』4・5に収録しています。英国では、大英図書館のOriental Manuscript Section、オックスフォード大学のボドリアン図書館(Bodleian Library)の東洋書籍部門(Department of Oriental Books)などに日本の文書史料がありました。これらの文書史料には、日本では見られないと思われるものもあります。私は研究に必要なものは蒐集してきましたが、日本の学生の皆さんにとっては、閲覧するだけでも楽しいと思うんです。興味のある方は、拙稿「米英における日本法史資料と研究の現状」(『阪大法学』116・117号、1981年)をご覧ください。

たとえそういう文書史料を見たりしなくとも、外国へ行って異文化に接することは、いろいろな意味で日本の立ち位置を自分なりに自覚することに非常に役に立つと言えますね。例えば、私は、戦後、私たちが強い影響を受けてきた、国際社会に対する米国中心の見方のほかにも、もっと多様な見方があるんだということを、留学などの機会に改めてはっきりと自覚することができました。ですから、いろいろな機会をとらえて、外国に目を向け、できれば留学というような機会を通じて外国を学ぶことが必要ではないかと思います。

それから阪大の法文経学部の歴史は、今年で何年になりますか。

中尾 62年ですかね。

阿部 60周年記念を2年ほど前に祝いましたね。

中尾 そうですね。

中山 62年って長いと言えば長いですが、東北大学とか東大とか京大とか九大に比べれば短いです。だから、そういう古い大学が蓄積し、挙げてきた業績に、勝ち負けの問題ではありませんが、劣らないような業績を阪大の出身者が挙げるということが大切です。

戦前からあった阪大の理系学部は、戦前、戦

後を通じて優れた学部として評価されていると思いますが、先ほどもお話ししましたように、法文経学部が設置されたはじめの頃は、阪大に法文経の学部があることすらほとんど知られていないような状態でした。阪大の法文経の学部は、そのような状態から出発して、国や大学当局の尽力があったことはもちろんですが、卒業生たちがそれぞれの分野で頑張ってきたからこそ、現在があると思うんです。そういうことを学生諸君には、常に心にとめておいていただきたいと願っています。

それはどういうことかと申しますと、私たちは法文経学部だけではなく、後（昭和47年）にできた人間科学部、戦前からある理系学部、戦後に設置された理系学部や平成19（2007）年に一緒になって外国語学部となった大阪外国语大学を含む先輩卒業生の努力もあって、優れた評価を与えられている大阪大学という学校に在学し、卒業したか、卒業するんです。だから私たちは常に大阪大学というものを背負っているわけですね。そういう自覚を、今の阪大の学生には持っていただきたいんです。阪大の出身者には、社会から批判されるようなことをする人はいないとは思いますが、まったくないとは言えません。そういう人は、阪大出身であるという自覚が足りないからだと思います。阪大の卒業生がしたことは、良くも悪くも阪大に返ってくるんです。

極端に言えば、私たちは、死ぬまで阪大を背負っているという自覚が必要ではないかと思います。だから、阪大の学生諸君には、そういう気構えていていただきたいと願っています。このような自覚を持ち、気構えていることは、阪大というものの社会的な位置を高めることにもなるし、また現役の学生諸君や卒業生たちが大いに活躍できる基盤をお互いにつくることができる事にもなるのではないかと思います。

阪大を離れてみれば、いろいろな点でそういうことを感じます。これはまったく余談です

が、私が通っているスポーツクラブなどにも阪大の卒業生がいるんです。そうしたら、仲良くなつて『大阪大学経済学部50年史』を自分は読み終えたからと私にくださったり、また他の卒業生の方からスポーツクラブの仲間と一緒に食事をしようかと誘われたり、自分は経済学部の公開講座を受けに行つたが、次は法学部の講座も受けたいから、法学部長にどういう公開講座が法学部にあるのか尋ねておいて欲しいと、昨日、頼まれたばかりです。

ですから、そういうかたちで、やはり阪大の卒業生というのは、常に自分の学校を懐かしみ、お互いに親しんでいるわけです。卒業してからも、そういう一種の阪大村出身であるということを自覚するような学生になってほしいと思います。これは、もちろん他の人たちを排除するという意味では決してありませんが。

大学というのは一種のコミュニティですから、阪大の学生にとって私が良いと思うのは、阪大が総合大学であるということなんです。單科大学では、その同じ専攻の仲間しかいない。ところが総合大学では、例えば、法学部の学生が経済学部の学生と話しができる、文学部の学生とも話しができる、医学部の学生、理学部の学生、工学部の学生とも話すことができる。これはいろいろな意味でたいへん視野が広がることなんです。そういう点でも、やはり学生が学部を越えてお付き合いすることも、お互いに自分自身を高めるという点では良いのではないかと思います。取り敢えず、今申してきたようなことを大阪大学の学生諸君へのメッセージとして送りたいと思います。

今日は、インタビューをしていただいて、昔のことや忘れかけていたことなどを思い出すよい機会になりました。感謝しています。随分前のことですので、不正確なことや記憶違いもあるかもしれません。また、失礼なことも話しているかもしれません。もしそういうことがあれば、お詫び申し上げます。ただ先にもお話しし

ましたように、私は公文書館の仕事もしておりますので、日頃、文書を残しておくことがどんなに大切なことを痛感しております。残念で、悲しいことですが、私と同期で阪大に残り、同じく教授となった友人たちとは、皆さんのが亡くなってしまわれました。私は、阪大で喜びも、悲しみも分かちあつた友人たちのためにも、私の憶え

ているかぎりのことを阪大の文書館に残しておくことが、私の責務であると思っています。私の意のあるところをお汲み取りいただければ幸いです。話しきりないこと、まだ思い出すこともあるかもしれません、時間になりましたので、私の話はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

Memoir of Osaka University talked by Professor Emeritus Einosuke Yamanaka (2)

Toshimitsu Nakao, Masaki Kan and Takeshi Abe

This is a record of the talk of Professor Emeritus Einosuke Yamanaka related to the history of the Faculty of Law at the Osaka University. When Professor Yamanaka was Dean of the faculty in 1983-85, he soon cleared the suspicion that the faculty was related to a corruption case of the university. Thereafter he increased the number of students by the institutional changes, created the chair of Comparative Legal Cultures, and concluded the inter-faculty exchange agreement with the University of British Columbia in Canada.

Professor Yamanaka continued to conduct research about legal history, particularly on Japanese bureaucracy, local government and family system, often with many excellent scholars not only in Osaka University but also in the other universities. He published many academic books and articles, and also compiled lots of local histories organized by the local governments.

Professor Yamanaka worked as a member of the Science Council of Japan during the period from 1988-97, and made efforts to establish the archives of Osaka Prefecture. He also promoted the disclosure of the governmental information, and often gave legal advice at a court.

